

第五次地域管理経営計画書

(尾張西三河森林計画区)

計画期間 自 平成28年4月1日
至 平成33年3月31日

林野庁中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	2
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	7
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	・・・	10
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	11
(5) その他必要な事項	・・・	12
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	14
(1) 巡視に関する事項	・・・	14
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	14
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	14
(4) その他必要な事項	・・・	14
3 林産物の供給に関する事項	・・・	15
(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	15
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	・・・	15
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	16
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	16
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	16
(3) その他必要な事項	・・・	16
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野 と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民 有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	16
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	16
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認 められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	17
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	17
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	17
(2) 分収林に関する事項	・・・	18
(3) その他必要な事項	・・・	18
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	19
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	19
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	19

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割にあたる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況も見られる。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や、民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共有の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取組むこととし、今後5年間の尾張西三河森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施にあたっては、国の地方支分部局、地元自治体などの行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概要

本計画の対象は、尾張西三河森林計画区の全森林面積の3%にあたる国有林野3,272haである。

国有林野は愛知県の西部及び中部に位置し、比較的都市近郊にある国有林野は身近な森林として自然観察等保健休養の場として活用されるなど、地域住民に親しみの深い国有林野となっている地域である。

本計画区の国有林野は、矢作川、庄内川、木曾川の愛知県内における上流部に主として位置し、集中豪雨災害等により森林整備に対する関心が高まる中で、山地災害防止等の役割を担う必要から国有林野面積の97%が土砂流出防備などの保安林に指定されている。

また、自然景観に恵まれた地域については、飛騨木曾川国定公園や愛知高原国定公園等に指定されているとともに、自然観察等の場としてレクリエーションの森なども整備され、森林浴等保健休養の場として多くの人々に利用されている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

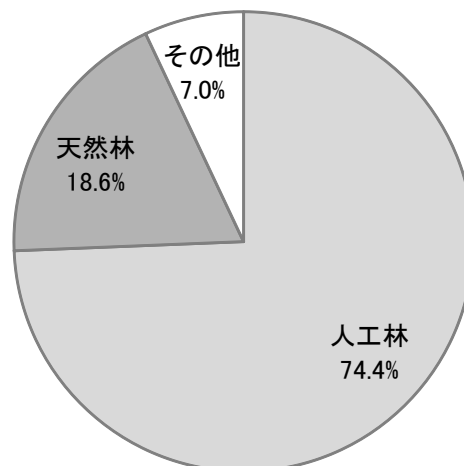
ア 森林計画区内の国有林野の現況

本森林計画区内の国有林野の現況面積は、人工林が2,433ha、天然林が610ha、その他（附帯地、貸地等）が229haであり、面積比は人工林が74%、天然林が19%、その他が7%となっており、人工林率が高い（図－1参照）。

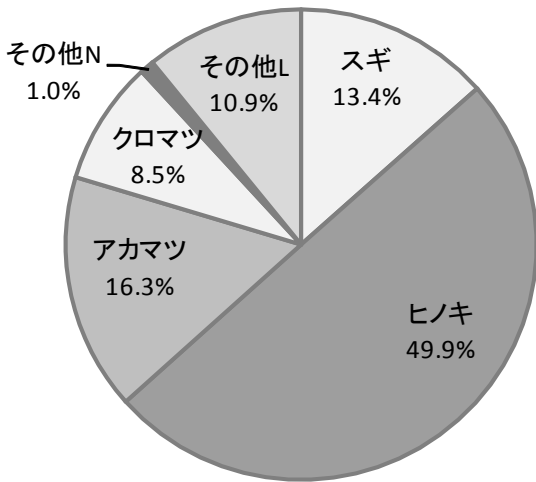
樹種構成は、主な樹種の材積比で見ると針葉樹が9割を占めており、その内でもヒノキが5割弱を占めている（図－2参照）。人工林樹種別面積比で見ても、この傾向は同じである（図－3参照）。

また、人工林の齢級構成は10～11齢級及び19～20齢級が多く、その合計面積は全面積の半分以上を占めている（図－4参照）。

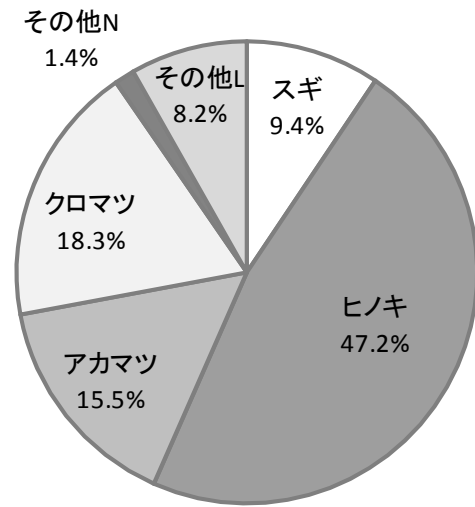
図－1 国有林野の現況面積比



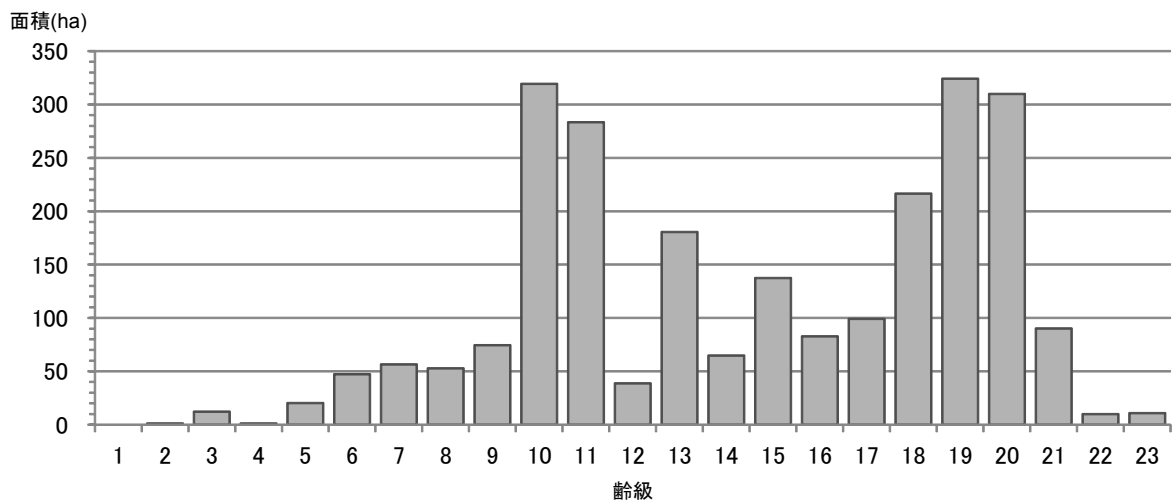
図－２ 主な樹種構成（材積比）



図－３ 人工林樹種構成（面積比）



図－４ 人工林齢級毎の面積



注：齢級とは、林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

（1 齢級は 1～5 年、2 齢級は 6～10 年、10 齢級は 46～50 年となる。）

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成 23 年度～平成 27 年度の本計画区における主な計画と実行結果は次のとおりとなった。（平成 27 年度は実行予定を計上）

伐採のうち、特に間伐については、森林の健全性の確保と地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として積極的な取組を行った。

主伐、間伐に関しては、ともに現地調査の結果により収穫量が増加した森林があったことから計画量を上回った結果となった。なお、臨時伐採量を含む伐採総量については、計画量を下回る結果となった。

更新総量については、主伐が計画期間末の実行であったことにより、人工造林の実施

がなかった。

保育総量のうち下刈については、前計画期間内に人工造林がなかったこと等から、予定を下回る結果となった。その他の保育施業については、森林の状況に応じて必要な施業を実施した。

林道に関しては、一定の予算の中で他の計画区との優先順位を考慮し、主伐・間伐等の時期の勘案、事業実行のため早期復旧等が必要な箇所では優先的な実施等により事業を行ったことから、開設・改良共に計画量を下回る結果となった。

項 目	前計画	実 績	実施率	
伐採総量 (単位:m3)	27,280	26,768	98%	
	主伐	6,227		7,388
	間伐	17,363		19,380
	臨時伐採量	3,690		—
更新総量 (単位:ha)	12	0		
	人工造林	12	0	
	天然更新	—	—	
保育総量 (単位:ha)	下刈	18	1	6%
	つる切・除伐・枝打	38	17	45%
林 道	開設 (単位:m)	2,200	1,240	56%
	改良 (単位:箇所)	26	9	35%

注1：伐採総量のうち臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なもので実績の集計上、主伐・間伐に整理している。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス（注）に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

本計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて各般の取組を推進していくこととする。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行うに当たっては適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・人工林の針広混交林化等の多様な森林整備

- ・皆伐箇所の小面積分散化と帯状伐採との組み合わせによる森林のモザイク的配置
- ・保護林や緑の回廊における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し、木材生産力が高い健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の主伐・間伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・計画的な森林整備
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や野生鳥獣、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、ナラ枯れ等の森林病虫害による被害対策
- ・ニホンジカ、ツキノワグマ等の野生鳥獣による食害・剥皮防止対策

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

降雨に伴う侵食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能^{かん}の発揮のため、人工林における間伐の積極的な実施、広葉樹の導入による育成複層林への誘導、尾根筋や沢沿いでの森林の存置等を推進する。また、山地災害で被害を受けた森林の整備・復旧を迅速に行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・伐採跡地の確実な更新
- ・沢沿い、急傾斜地等における皆伐の回避
- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・下層植生の発達を促すための抜き伐り等
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、適切な整備を行い森林の蓄積を向上させるとともに木材利用を推進する。また、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る観点から森林資源の若返りを図る。

主な取組は、次のとおりである。

- ・造林・間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進・普及啓発
- ・主伐及び伐採後の再生林による森林資源の若返り

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、森林環境教育等、森林と人とのふれあいの場の確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・法令制限林に基づく森林の適切な管理
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取

注：モントリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12カ国が参加している。

④ 政策課題への対応

山地災害の防止や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

ア 公益重視の管理経営のより一層の推進

山地災害防止等の観点から荒廃した溪流等について、溪間工等の治山事業を実施するとともに、水土保持機能の維持を図るため、山地災害防止タイプ等を対象に森林整備を実施する。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から人工林を対象に主伐による森林の更新や間伐等の森林整備を実施するほか、天然林についてはその保全に努める。

さらに、野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進するとともに、保護林や緑の回廊において継続的なモニタリング調査を行い保全措置を実施する。

加えて、レクリエーションの森等において歩道の整備・修繕等の対策を行うほか、学校等と連携した森林環境教育を実施する。

イ 森林・林業再生への貢献

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の

構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の協調出荷に取り組むこととする。

ウ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、森林空間の総合利用等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民福祉の向上等の寄与に努める。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 国有林野の機能類型区分と管理経営の考え方

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とし、重視すべき機能に応じ、国有林野の機能類型区分を行い、いわゆる公益林として管理経営を行うこととする。

具体的には国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の5つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害 防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	気象害防備エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。）
自然維持タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
森林空間利用タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
快適環境形成タイプ		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（都市部）により除外する場合もある。）
水源涵養タイプ		水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いを要する区域として明示）

また、主伐・間伐等の推進、伐採林齢の長期化、複数の樹種及び樹冠層から成る複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、天然更新等を活用しつつ、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然再生、国民の森林とのふれあいの場

の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に実施することとする。

さらに、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進することとする。大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう自然条件、作業システム等に応じた整備を推進する。

併せて、間伐等の森林整備、齢級構成の平準化や地域のニーズ等に応じて必要な主伐の計画的な実施など、機能類型に応じた適切な施業の結果得られる木材を、地域の安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給していくこととする。

② 機能類型ごとの管理経営に関する方向

ア 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱うこととする。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の39%）は、主に土砂の流出、崩壊の防止等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 針広混交林や樹木の根系が深くかつ広く発達した森林、下層植生の発達が良好な森林は、現状を維持することとする。
- b 天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林及び天然生林へ導くための施業によることとし、択伐等によって、針葉樹・広葉樹、深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。
- c スギ・ヒノキ等の人工林については、択伐・間伐等により育成複層林へ導くための施業を実施し、針広混交林への誘導に努めることとする。

(イ) 気象害防備エリア

該当なし

山地災害防止タイプの面積

(単位：h a)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、	
		土砂流出 ・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面 積	1, 287	1, 287	—

イ 自然維持タイプに関する事項

該当なし

ウ 森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野（本計画区の60%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る等保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種からなり、周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

具体的には

- a 天然生林へ導くための施業によるほか、ヒノキ・スギ等の人工林等については、原則として育成複層林へ導くための施業を行うこととし、間伐等による針広混交林化、自然観察等に適した森林の造成や修景などを推進する。
- b 国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を行うことが適当と認められる定光寺自然休養林や犬山・八曾自然休養林を引き続きレクリエーションの森として適切に管理し、広く国民に開かれた利用の場に供することとする。

森林空間利用タイプの面積

（単位：ha）

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面積	1,947	1,947

エ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

オ 水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプの国有林野（本計画区の1%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源涵養^{かん}機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。

なお、水源涵養^{かん}機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

- a 周辺の森林資源の状況等から、将来にわたって人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるスギ等の育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、健全な育成単層林を維持するための施業を実施することとする。
- b 比較的傾斜が緩く下層植生が豊かで、皆伐を行っても表土の流亡等のおそれのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置に留意しつつ小面積分散型の施業を実施することとする。

水源涵養^{かん}タイプの面積 (単位：h a)

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	3 9

なお、機能類型ごとの管理経営は、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

③ 地域ごとの機能類型の方向

本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 尾張地域（犬山、八曾、瀬戸国有林）

当地域は、尾張地方の東北部に位置し、犬山市及び瀬戸市に所在する都市近郊の国有林野1,872haであり、大部分がヒノキ、アカマツ、クロマツ、スギの針葉樹とナラ、カシ類の広葉樹により構成されている。飛騨木曾川国定公園及び愛知高原国定公園に指定され、自然とのふれあいの場として適した森林は、保健文化機能の発揮が期待されているため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

イ 豊田地域（大ヶ蔵連、舟ヶ沢、百月、本城山、金沢段戸国有林）

当地域は、主に西三河北部に位置し、豊田市の北部から東部にかけて所在する国有林野1,041haであり、大部分がヒノキ、アカマツ、クロマツ、スギの針葉樹とナラ、カシ類の広葉樹により構成されている。地形地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させることが期待されていることから、山地災害防止タイプに区分し管理経営を行うこととする。

ウ 閨苜地域（閨苜国有林）

当地域は、西三河の東部に位置し、岡崎市の東部に所在する国有林野359haであり、大部分がヒノキ、アカマツ、クロマツ、スギの針葉樹とナラ、カシ類の広葉樹により構成されており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 本宮山県立自然公園に指定されている渓谷沿い等の風致探勝に適した地域は、保健文化機能の発揮が期待されているため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 上記以外の地域は山地災害防止機能及び水源涵養^{かん}の機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ及び水源涵養^{かん}タイプに区分して管理経営を行うこととする。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、尾張西三河流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、地元自治体等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくものとする。このため民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、当流域では、ボランティア団体等が実施する森林学習のフィールドの提供な

どに優先的に取り組むこととする。また、地元自治体等との情報連絡を図り流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、市町村森林整備計画の作成の支援に努めることとする。

このような中で、以下に掲げる事項に重点的に取り組むこととする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

地域ごとの状況を踏まえた、低コストで効率的な作業システムの提案・検証等により収穫量の増大にも対応できる低コスト化を図るとともに、民有林における普及・定着に努めこととする。

② 林業事業体の育成

計画的な事業の発注等による林業事業体の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により、民有林・国有林が一体となった生産目標の設定や、効率的な路網整備等の森林施業等の共通化を図り、施業の合理化に積極的に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成する。また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するとともに、大学等関係機関と連携した取組を推進する。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

低コスト造林手法や環境への負荷の少ない路網整備、地域の課題に対応した技術開発など、林業の低コスト化に向けた技術開発に取り組む。

⑥ その他

ア 公共建築物や公共事業における資材、あるいは木質バイオマス等としての木材利用の拡大を推進するとともに、そのために必要な木材の計画的・安定的供給に努める。

イ 山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

ウ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進する。

エ 本計画区の森林の整備や保全を図るため、地元自治体やボランティア団体等と一体となった取組を推進する。

オ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等森林の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。

なお、事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、

その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。また、安全・健康管理対策を推進することとする。

① 伐採総量 (単位：m³・ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	11,197 《4,616》	7,303 (78)	18,500

注1：() は、間伐面積である。

注2：《 》は臨時伐採量の数値(うち数)である。

② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	14	—	14

③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打
計	31	—	7	—

④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	4	3,880	27	1,540

*各総量については、単位以下四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(5)その他必要な事項

① 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営に当たっては、国有林を「国民の森林」としての位置づけの下、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動

的・弾力的に対応することとする。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取組を進めるとともに、計画の実施状況の周知とそれに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進めることとする。

さらに、一般国民から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進することとする。

② 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林の整備や木材利用等の推進に率先して取組むこととする。特に今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の成熟に伴い、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めるとともに、主伐及び主伐後の再造林により、森林資源の若返りを図る。

③ 生物多様性の保全

貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な主伐・間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

具体的には、本計画区の国有林野は、ヒノキ等の人工林が主体であるが、飛騨木曾川国定公園や愛知高原国定公園等に指定されているとともに、自然観察等の場としてレクリエーションの森なども整備され、森林浴等保健休養の場として多くの人々に利用されている。これらの適切な保全・管理を推進するとともに、その他の森林については、適切な施業の実施、針広混交林化、長伐期化等多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

また、溪流等水辺の森林等については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域とも協働・連携し取組むよう努めることとする。

④ 治山事業の計画的な実施

本計画区は矢作川、庄内川、木曾川沿いの国有林野や都市近郊林として保健休養の場としての利用が多いことから、山地荒廃が生活・産業に及ぼす影響が大きい。

このようなことから、国民の安全・安心を確保するため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、既往の荒廃地や流域の荒廃状況および保全対象等を慎重に見極めつつ、民有林の治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

また、自然環境の保全や豊かな環境づくりなど森林が持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、森林整備事業等との密接な連携を図ることとする。

さらに、実施に当たっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努めることとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 本計画区は、都市近郊に位置し、保健休養の場としての森林等が多く入林者が多い。特に春季は乾燥期であり、山火事発生危険性が增大するため、地元自治体等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等を強化することとする。

② 境界等の保全管理

国有林野の適切な管理経営のため、境界標、標識類の巡検及び巡視、貸付地等の状況把握を行うこととする。

また、森林の適切な管理のために必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努めることとする。

松くい虫被害については、民有林との連携の下に被害木の伐倒、薬剤処理等の必要な防除を実施することとする。

カシノナガキクイムシによる被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

設定なし

(4) その他必要な事項

① ニホンジカ等による被害防除

ア 環境行政をはじめ、地元自治体・関係団体等と連携を図りつつ、ニホンジカ及びカモシカの被害については特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整や防護柵の作設、プラスチック製の剥皮ネットの効果的な設置及び忌避剤等の使用により、造林地等における食害を未然に防止することとする。

イ 野ウサギ、野ネズミの被害及び病虫害等については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

② 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

- ③ 巨樹・巨木の保存
該当なし

3 林産物の供給に関する事項

(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の安定供給

森林の持つ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産における間伐材等の利用促進に当たっては、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着を図りつつ、木材の生産・販売を実施することとする。

また、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ「システム販売」等を活用し需要者等への安定供給に取り組む。

さらに、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めるものとする。

② 木材の利用

これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大に加え、土木分野における木材の利用範囲の拡大を推進する。

また、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行され、「新農林水産省木材利用推進計画」の策定、国土交通省による「木造計画・設計基準」の制定、建築基準法の改正など公共建築物等における木材利用の取組が進められているところである。

このため、庁舎等における木材利用の拡大に努めるとともに、治山事業等における森林土木工事に当たっては、木材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むこととし、併せて、これらの取組を通じて、管内の林業・木材産業関係者と連携しつつ、広く公共建築物等における木材利用の拡大と国民に対する積極的な啓発に努めることとする。

③ その他林産物の供給

環境緑化木等、国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努めることとする。

また、木材の販売に当たっては、持続的・計画的に木材を供給する方針の下で、木材を政策的に供給しうる優位性を活かして、急激な木材価格の変動時の需要動向に対応して、供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

本計画区は、犬山、八曾、瀬戸国有林をはじめ、名古屋圏に隣近した都市近郊林が多く所在しており、自然探勝や野外スポーツの場として多くの人々に利用されていること等から、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健・文化・教育的利用を図るレクリエーションの森等による国有林野の活用を推進することとする。

また、こうした取組の推進に当たっては、民間活力を生かした歩道等の施設整備を推進することとする。

レクリエーションの森

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
自 然 休 養 林	2	1, 8 6 5
風 致 探 勝 林	1	8 1
総 数	3	1, 9 4 7

注1：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

注2：利用実態等を勘案し今後見直しの予定である。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用・公益事業地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元自治体等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、隣接する国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第10条の15の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

(1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

① ふれあいの森

ボランティア団体、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、各種団体等へのPR活動などに積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)
犬山ふれあいの森	3 6	八曾国有林1049い、 1050い林小班
定光寺NCF Cの森	2 4	瀬戸国有林1102い、ろ 1106い～へ、1107い林小班

② 社会貢献の森

CSR（企業の社会的責任）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、地元自治体等への情報提供などPR活動に積極的に取り組むこととする。

④ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面積 (h a)	位 置 (林小班)
みんなの森	36	八曾国有林 1049い、1050い林小班
神明の森	2	瀬戸国有林1076ろ林小班

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

(2)分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組むこととする。

分収林の内訳

区 分	箇 所 数	面 積 (h a)
分収造林	1 (0)	2 (0)
分収育林	9 (2)	36 (7)
計	10 (2)	38 (7)

注1：()は法人の森林の数値(うち数)である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(3)その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、自治体、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成することとする。具体的には、目標として、学校等が国有林野で体験活動などを実施するための「遊々の森」の取組、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組を推進することとする。

イ 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

③ N P O等の支援の推進

N P O等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなどにより、国民参加による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育に取組むN P O、教育関係者等の活動支援及び情報提供、受け入れ体制の整備に努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等に当たっては、地域・試験研究機関等のニーズを的確に把握し、国有林野のフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進することとする。

さらに、国有林野事業として、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や低コスト造林・育林の開発・導入等を図り、それらの民有林への普及を図ることとする。

(2) 地域の振興に関する事項

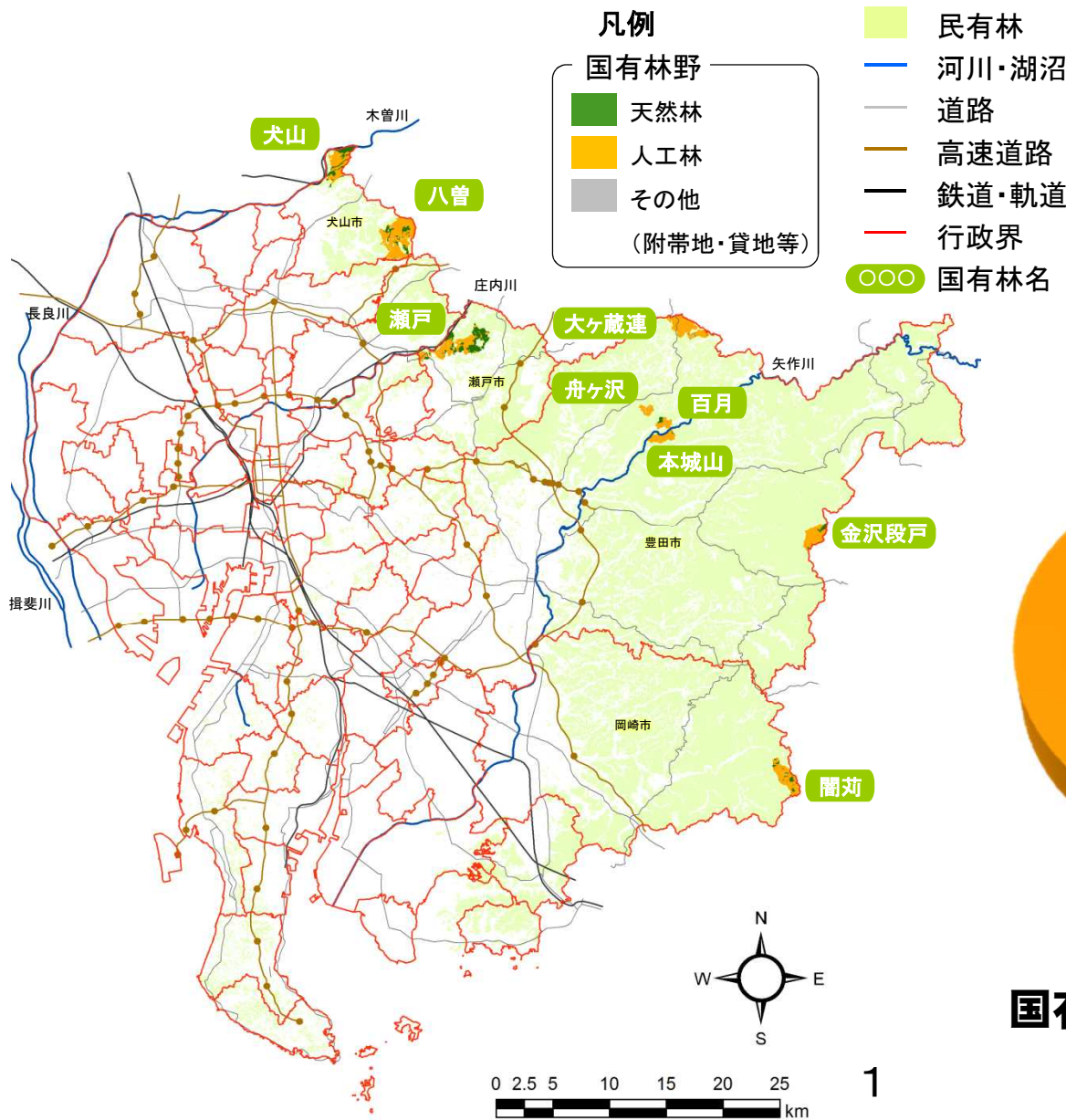
国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成や地域の文化の継承にも資する森林の整備や林産物の供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等の取組は、地域の振興にも寄与するものである。

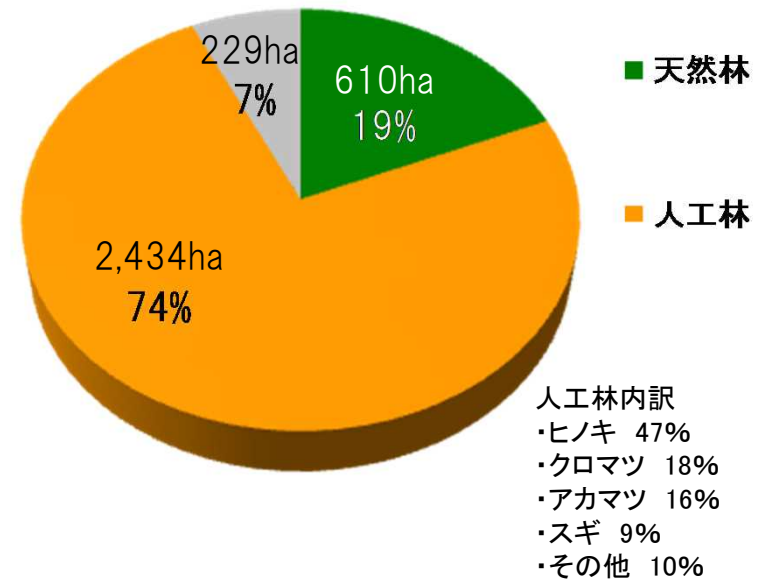
このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

1 国有林野の現況

人工林・天然林の分布



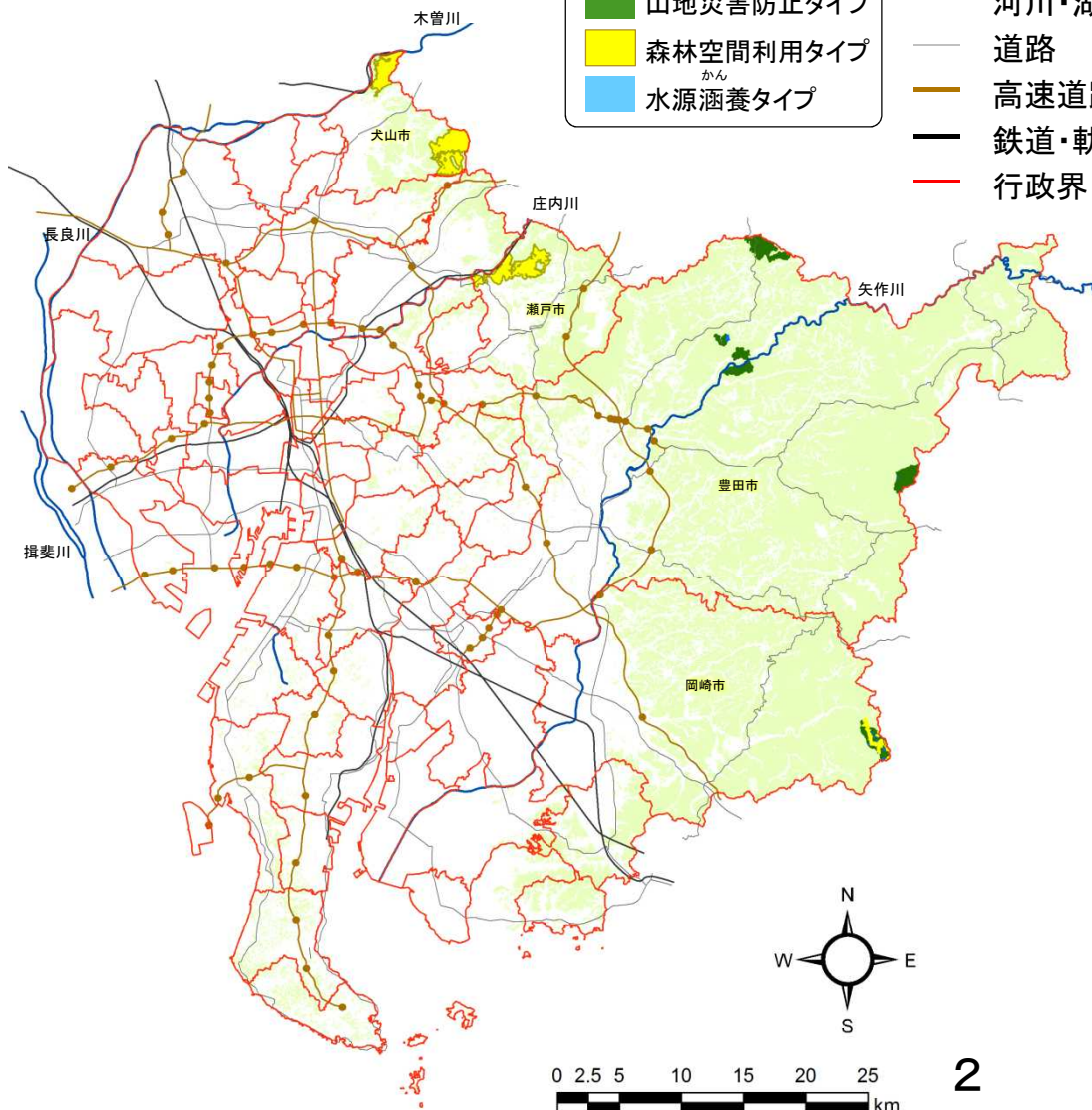
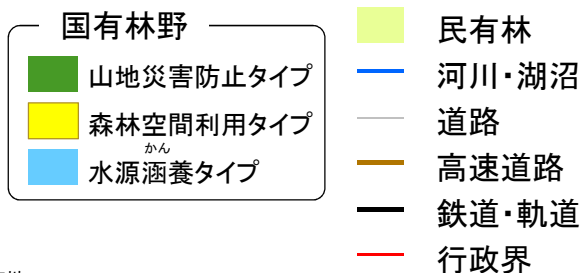
スギ、ヒノキの人工林が主体で人工林率は約8割と高く、天然林は、アカマツ、クロマツ等の針葉樹林と、シイ、カシ等の広葉樹林が主体です。



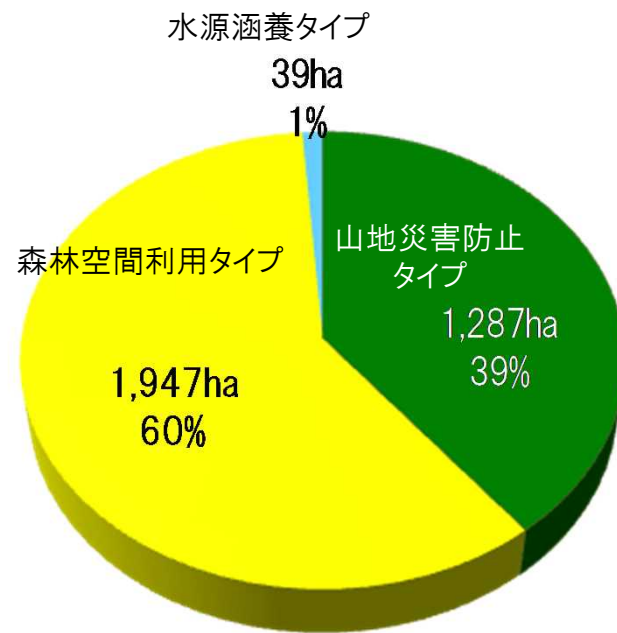
国有林野の面積 3,272ha

2 国有林野の機能類型区分

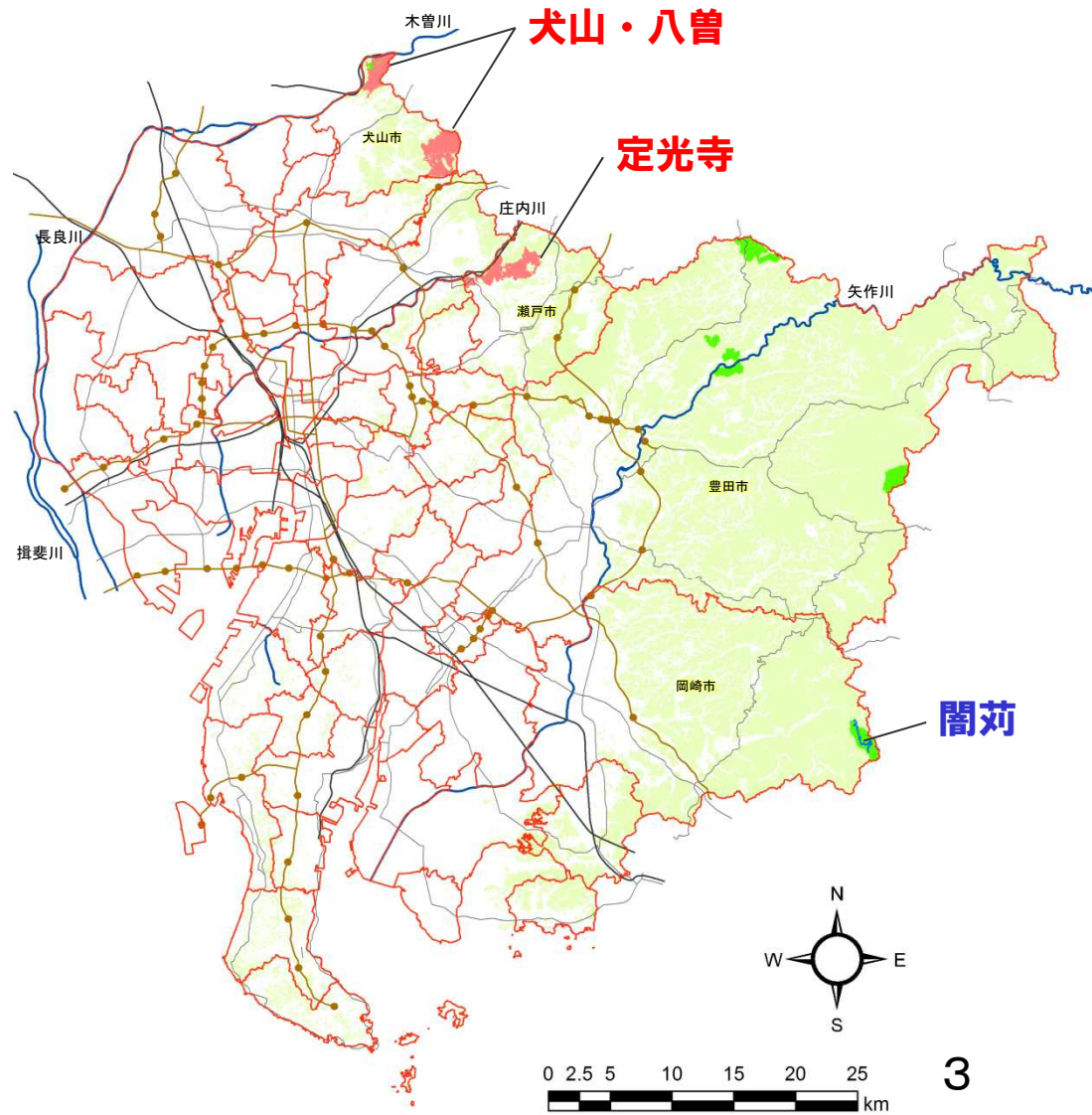
凡例



「山地災害防止タイプ」
「森林空間利用タイプ」
「水源涵養タイプ」
 の3つに類型化し区分に即した
 管理経営を実施。



3 国有林野の活用 レクリエーションの森の分布



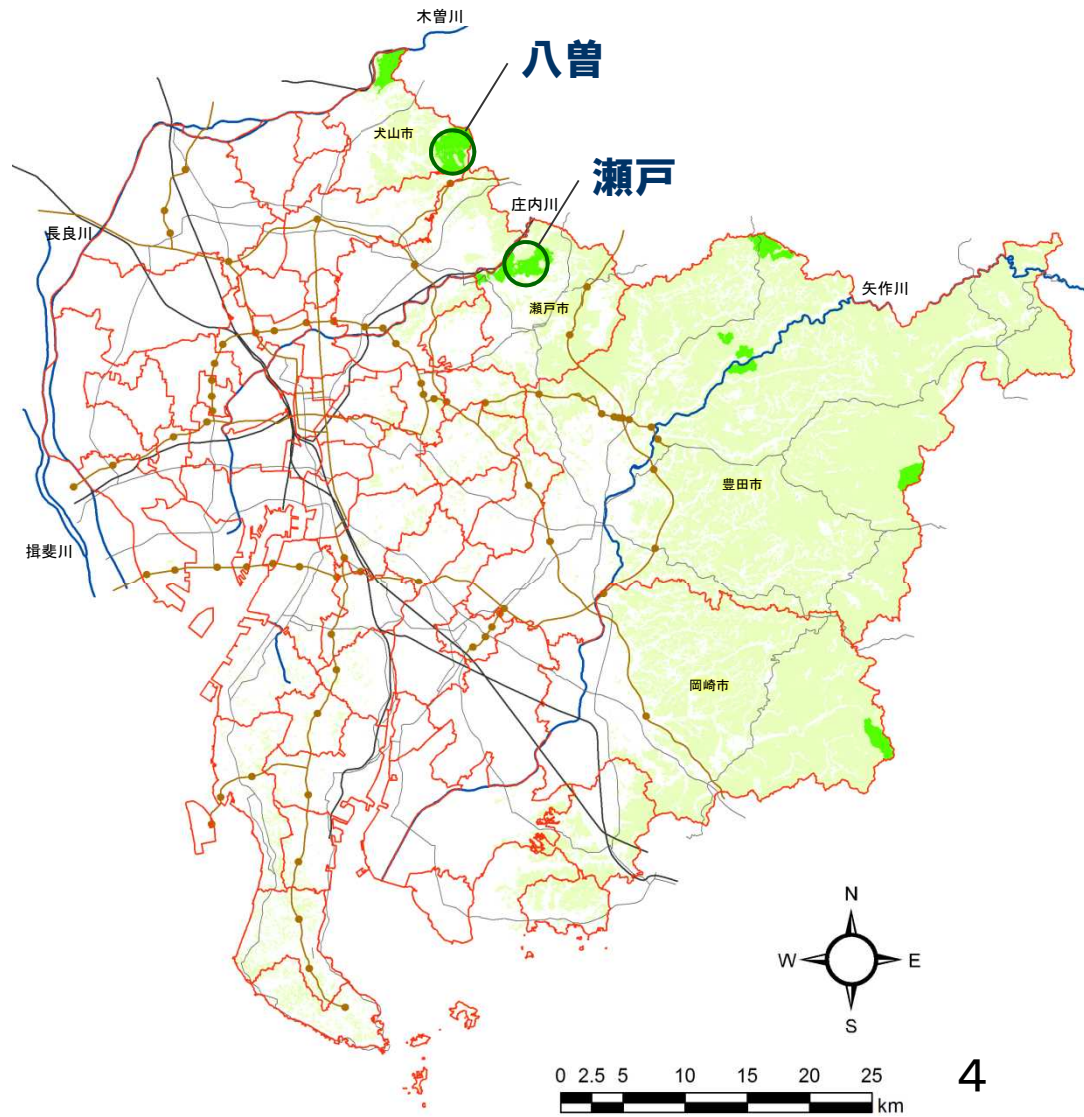
名称	特徴	面積 (ha)
自然休養林	人と森林とのふれあいの場として指定した地域。	1,865
風致探勝林	湖沼と一体となって、優れた自然美を構成している森林など。	81

レクリエーションの森として
3箇所が設定されています。

凡例

- 国有林野
- 民有林
- 河川・湖沼
- 道路
- 高速道路
- 鉄道・軌道
- 行政界

4 国民参加の森林 「ふれあいの森」「遊々の森」



国民参加の森林づくり等国民の要請に応え、各種協定等に基づきフィールドを提供しています。

区分	名称	場所
ふれあいの森	犬山ふれあいの森	八曽国有林
	定光寺NCFCの森	瀬戸国有林
遊々の森	みんなの森	八曽国有林
	神明の森	瀬戸国有林

凡例

- 国有林野
- 民有林
- 河川・湖沼
- 道路
- 高速道路
- 鉄道・軌道
- 行政界